

特定プログラム説明書

開設学部等名〔 教育学部 〕

プログラムの名称	(和文)	学校図書館司書教諭資格取得特定プログラム
	(英文)	Teacher Librarian Qualification Course

1. 概要

学校図書館司書教諭資格取得特定プログラムは、教員免許状取得を可能とする主専攻プログラムにあって、教諭資格に司書教諭資格という付加価値を提供する特定プログラムである。学校図書館は、児童生徒に今日求められる「確かな学力」「豊かな人間性」などの「生きる力」の育成に、学習情報センターや読書センターなどの機能を果たす学校に不可欠な施設である。司書教諭とは、この学校図書館の専門的職務をつかさどる教諭をもって充てる職であり、学校図書館法第5条に規定する司書教諭の講習（以下、「講習」という）を修了した者であることが求められている。

本特定プログラムはこの講習で修得が求められる5科目10単位（学校図書館司書教諭講習規程第3条第1項）を提供するプログラムである。この講習を受けることができる者には、「大学に2年以上在学する学生で62単位以上を修得した者」（同規程第2条）も含まれており、「講習を受ける者が大学において修得した科目の単位……、これをもって前項の規定により修得した科目の単位と見なす。」（同規程第3条第2項）の規定により、5及び6セメスターにおいて提供される本特定プログラムを修了すれば、大学在学中に講習を受講する手続きを経て、大学卒業時、教員免許状の取得とともに学校図書館司書教諭資格を取得することも可能である。

その意味において、本特定プログラムの名称を「学校図書館司書教諭資格取得特定プログラム」としている。もちろん、大学在学中に5科目10単位全てを修得できない者にあっても、卒業後、教諭の免許状を有し、残された科目を講習において受講することによって学校図書館司書教諭資格は取得できる。しかしながら、先述したように、司書教諭は教諭をもって充てる職であるため、教員免許状を有していなければならない。既習得要件を特段定めるものではないが、教員免許状の取得が確約できる者のみが受講することを要望するものである。

2. 到達目標

本特定プログラムは、学校図書館司書教諭講習で修得が求められる5科目10単位を授業科目として、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教員として、司書教諭に発令された際、学校図書館の専門的職務をつかさどるに必要な次の事項の達成をめざす。

- 1) 学校図書館の教育的意義や経営など全般的事項についての基本的な認識を形成するとともに、司書教諭として学校経営に参画することのできる能力を育成する。
- 2) 学校図書館メディアの構成に関する基本的な認識を形成するとともに、学校図書館メディアの組織化等に関する実務能力を育成する。
- 3) 学習指導に関する学校図書館メディア活用に関する基本的認識を形成するとともに、児童生徒・教員に対する学校図書館利用の指導・サービスに係る実践的能力・技能を育成する。
- 4) 児童生徒の発達段階に応じた読書教育の理念と方法に関する基本的な認識を形成し、読書の指導方法に関する実践的能力・技能を育成する。
- 5) 学校図書館における多様な情報メディアの特性と活用方法や著作権に係る基本的な認識を形成するとともに、多様な情報メディア活用に関する実践的能力・技能を育成する。

3. 登録時期

大学在学中に、教員免許状取得の目途が持て、また、本特定プログラムを修了して講習を受講できて、大学卒業時、教員免許状の取得とともに学校図書館司書教諭資格を取得することが可能となるよう、本特定プログラムの開始時期を5セメスターからとする。プログラム登録は履修開始前（事前登録）を原則とするが、履修開始後の登録（事後登録）も可とする。

4. 登録要件

特段に定めるものではないが、教員免許状の取得が確約される者のみの受講を要望する点で、4セメスターまでに提供される教職専門科目の相当の既修得を要件する。

5. 受入上限数

学校図書館司書教諭資格取得プログラムは、教員免許状取得を可能とする主専攻プログラムにあって、教諭資格に司書教諭資格という付加価値を提供する特定プログラムである。学校図書館やその専門的職務をつかさどる司書教諭養成の重要性に鑑み、教員免許状の取得をめざす学生で本特定プログラムの履修を希望する者全てに開かれているプログラムである。したがって、受入上限数は特に設けず、教室の収容人数により、5科目の開講コマ数を調整する。

6. 授業科目

授業科目は、次の通りである。

1. 学校経営と学校図書館（2単位）
2. 学校図書館メディアの構成（2単位）
3. 学習指導と学校図書館（2単位）
4. 読書と豊かな人間性（2単位）
5. 情報メディアの活用（2単位）

なお、授業内容は、各年度に公開されるシラバスを参照すること。

7. 修了要件

本プログラムで開設する、上記の授業科目5科目10単位の修得をもって修了要件とする。

8. 責任体制

本特定プログラムにおける授業科目は、教育学研究科の複数講座にわたる教員によって担当される（非常勤講師を含む）。副研究科長（教育部会担当）を本特定プログラム責任者として、教育学部内の教育部会が計画・実施・評価検討・対処にあたる。なお、プログラム外からの評価検討・対処については、教育学部内の担当部会により進められ、プログラムの到達度が評価され、勧告が示される。

9. 既修得単位等の認定単位数等

（1）他大学等における既修得単位等の認定単位数等

4単位

（2）広島大学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等

10単位

【特定プログラム履修に関する注意事項】

○主専攻プログラムの授業時間割の関係で、登録した特定プログラムの授業科目履修が制限されることがある。

○特定プログラムで開設されている授業科目も、本学共通の平均評価点(GPA)の計算対象に含まれる。

平成31年度 学校図書館司書教諭資格取得特定プログラム履修表

科目区分	授業科目	単位数	履修期	履修区分	要修得単位数
専門教育科目	学校経営と学校図書館	2	5セメ	必修	2
	学校図書館メディアの構成	2	6セメ		2
	学習指導と学校図書館	2	6セメ		2
	読書と豊かな人間性	2	6セメ		2
	情報メディアの活用	2	5セメ		2
合計					10